

特定処遇改善計画の公表について

賃金改善計画について

- 賃金改善を行う項目：
 - 基本給
 - 特定処遇改善加算手当
- 「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定
 - サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な経験・技能を有し、必要な研修を受講している事。またその職務に従事する、または補助として従事する方とします。

職場環境等要件について

- 働きながら職務に必要なとされる資格取得を目指す方に対する研修受講等への支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする方に対して研修受講への支援を行います。
- 職務に必要な研修の受講や資格取得、キャリアと人事考課を連動させていきます。
- IT及びICT活用し職員の事務負担軽減、利用児(者)情報蓄積による個々の特性に応じたサービス提供を行い業務の効率化と省力化を行います。
- 育児または子の看護休業等の育児休業制度等、要介護状態にある家族等の介護についての事項を定め、働き続けられる制度の整備を行っています。
- チャットツールの利用やミーティング等により職場内コミュニケーションの円滑化を図り、個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っています。
- チャットツールを利用して、利用児(者)や家族からの謝意等の情報を共有する機会を提供しています。
- 非常勤(非正規)職員から正(正規)職員への転換の制度を整備しています。